

# 公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 18 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いました、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、市債権回収対策室に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 8 月 25 日に文書の送達があったものとみなされます。

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 送達を受けるべき者   | 氏 名<br>宮野 徳樹<br>又 は 名 称 |
| 送達する文書の文書番号 | 大財市第1576号               |